

平成28年4月1日施行

一般社団法人湖北薬剤師会会費規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人湖北薬剤師会定款第7条の規定に基づき、正会員、賛助会員の会費等に関し、必要な事項を定めるものとする

(会員の区分)

第2条 定款第5条の規定する会員を次のとおり区分する。

- (1) 正会員A会員は、当該地区の薬局の管理薬剤師
- (2) 正会員B会員は、当該地区の薬局等に勤務、または居住する薬剤師
- (3) 賛助会員C会員は、本会の目的に賛同するもの

(入会金、年会費の種類)

第3条 会員の種類ごとの入会金及び年会費の額は、別表のとおりとする。

(再入会者の入会金)

第4条 再入会者の入会金は免除するものとする。

(会費の徴収時期)

第5条 4月1日から9月30日までを前期とし、10月1日～3月31日を後期とし、半期ごとに徴収する。

- 2 B・C会員の入会にあつては、期の途中であつてもその半年分を徴収する。
- 3 A会員は、期の途中で管理薬剤師交代による変更があつても改めて徴収しない。前者から後任へ引き継ぐものとする。

(入会金、会費の支払)

第6条 会員は、指定された期日までに入会金及び会費を支払わなければならない。

- 2 会長は、指定された期日を超えても入会金及び会費が支払われない場合は、支払期限を付して督促をしなければならない。

(参加費の徴収)

第7条 C会員が研修会等に参加する場合は、会費とは別に、会が設定した研修会参加費を都度実費徴収する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、総会の決議により行う。

(補則)

第9条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人湖北薬剤師会の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度の会費等から適用する。

別表 (第3条)

会員種類ごとの入会金及び年会費の額

(単位：円)

会員種類	会員区分	入会金	年会費
正会員	A会員	20,000	20,000
正会員	B会員	20,000	10,000
賛助会員	C会員		3,000